

あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 田邊 徹
 〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地
 TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711
 HP URL <https://tax-aozora.com>

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、しかるべき手続きはお済みでしょうか？
 掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。

4月1日から完全義務化スタート 消費税の総額表示

税込1,100円
 (本体価格 1,000円) ?

消費者に対する価格表示に関して、消費者が分かりやすいよう、消費税（地方消費税も含む。以下同じ）を含めた価格での表示（以下、総額表示）が法律上義務付けられています。ただし特例により、総額表示が猶予されていました。この特例が令和3年3月31日で失効し、翌日の4月1日から総額表示の完全義務化がスタートします。総額表示の概要を確認しましょう。

総額表示しなければならない場合

総額表示は、すべての価格について義務化されているわけではありません。総額表示の対象となるものは、次のとおりです。

【総額表示の対象となるもの】

事業者が**不特定かつ多数の者に対して、あらかじめ販売する商品等の価格を表示する場合**

例えば、会員制のディスカウントストアやスポーツ施設など、会員のみを対象とした商品の販売やサービスの提供を行っている場合であっても、その会員の募集が広く一般を対象に行われている場合には、総額表示が必要となります。

また、総額表示場所（媒体）は問いません。店頭であっても、インターネット上でであっても、総額表示が必要であれば、必ず総額表示が求められます。

総額表示が求められない場合

他方、総額表示が求められない場合があります。主なものは、次のとおりです。

- ・取引に際して相手方に交付する請求書、領収書等
- ・専ら他の事業者に対する客観的に見て事業の用にしか供されないような商品の販売又はサービスの提供
- ・そもそも価格を表示していない場合
- ・希望小売価格
- ・値引き販売の際に行われる「〇割引」「〇円引き」

総額表示例

総額表示例をいくつか示しました。ご参考ください。

【総額表示例】 税込価格 11,000 円（税率 10%）の商品表示

総額表示として認められる

11,000 円

11,000 円 (税込)

11,000 円
 (うち税 1,000 円)

11,000 円
 (税抜価格 10,000 円)

10,000 円
 (税込価格 11,000 円)

11,000 円
 (税抜価格 10,000 円
 税 1,000 円)



総額表示として認められない

10,000 円 (税抜)

10,000 円 (本体価格)

10,000 円 + 税





申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限を 令和3年4月15日(木)まで延長します

令和3年2月2日
国 税 庁

今般、新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の期間が令和2年分所得税の確定申告期間（令和3年2月16日～3月15日）と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で令和3年4月15日（木）まで延長することといたしました。

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、下記のとおり延長することといたしました。

○申告期限・納付期限

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年3月15日(月)	令和3年4月15日(木)
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年3月31日(水)	
贈 与 税	令和3年3月15日(月)	

○振替日

税 目	当 初	延 長 後
申 告 所 得 税	令和3年4月19日(月)	令和3年5月31日(月)
個 人 事 業 者 の 消 費 税	令和3年4月23日(金)	令和3年5月24日(月)

(出典：国税庁HPより)



残業の削減で副業開始 確定申告の必要はあるのか



★給与収入を得ている人が20万円を超える副業収入があるなら、所得税の確定申告が必要です。★

Q 新型コロナの影響で残業が減り収入が少なくなったので副業を始めました。副業収入は30万円を超えます。確定申告は必要ですか。

A 多くの給与を所得者は、源泉徴収された所得税額と納付しなければならない所得税額との過不足が会社による年末調整で清算されるので、確定申告の必要はありません。しかし給与収入とは別に20万円超の副業収入を得た給与所得者は、確定申告をしなければならないことになっています。

副業収入を得るためにかかった経費を収入から差し引いた額が20万円以下となるなら、確定申告は不要です。

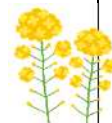
ただし、副業による収入がすでに源泉徴収されているなら、20万円以下でも申告することで還付の対象になる可能性があります。

給与所得者が副業で得た所得は、通常は「雑所得」として申告します。その仕事が継続・反復して行われているなど一定の条件に当てはまると、「事業所得」として申告することになります。

事業所得に該当する副業収入は、給与所得などの他の所得と損益通算できる他に、最大65万円の青色申告特別控除や家族への給与を経費にできる青色事業専従者給与の対象となります。

(出典：納税通信)

お仕事カレンダー	
3月10日(水)	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付期限（2月分）
3月31日(水)	●1月決算法人の申告・納税、7月決算法人の予定納税 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) ●4月・7月・10月決算法人の消費税予定納税 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下)



～休業のお知らせ～

誠に勝手ながら都合により下記の期間休業とさせていただきます

3月18日(木)～3月19日(金)

皆様にはご不便お掛け致しますが宜しくお願い致します

